

会報

いしかわ

2007.1月 No.41



■史跡石動山 大宮坊



石川県行政書士会

目 次

ご挨拶	1
石川県行政書士会会长	茅野 勇平
日本行政書士会連合会会長	宮内 一三
石川県知事	谷本 正憲
知事新年互礼会開催	4
新年賀詞交歓会	
行列のできる無料相談会	
平成18年度行政書士試験結果報告	5
平成18年度行政書士強調月間報告	6
平成18年度第3回理事会・支部長合同会議開催	11
七尾支部紹介	12
支部だより(金沢・小松)	14
金沢大学インターフィップ報告と感想	15
石川県行政書士会会則改正	
情報コーナー(税務署電子申請)	16
情報コーナー(建設工事に係る入札参加資格審査申請に関して)	19
情報コーナー(北陸3県市町村合併に伴う住所変更の件)	23
各部活動状況(総務部)	24
各部活動状況(業務指導部)	25
金沢ナンバー報告	26
中地協と日行連との事務連絡会	
中地協広告・総務担当者、建設業担当者会議	27
会員のコーナー	28
新入会員の紹介	29
会務日誌	30
会員移動	32
編集後記	



● 表紙写真説明 史跡 石動山 大宮坊の歴史

大宮坊は、山岳信仰の靈場として栄えた石動山の中心的な坊の一つで、最盛期(中世)には360余坊すべてを支配した別当寺(寺務を取り仕切る役所)として、最も高い格式と權威を有していました。ここでは一山の支配・運営、加賀藩や京都の本山との交渉、年中行事など莫大な寺務が処理されてきました。

しかし、明治初年の廢仏毀釈による石動山の瓦解とともに廃絶し、その後は越路小学校・石動山分校や宅地、水田として利用されてきました。

平成2年から史跡整備のための発掘調査を行い、その結果、天正10年(1582)の石動山合戦による全焼炎上後に前田利家が再建した建物の跡が検出されました。

整備事業では、大宮坊の歴史的空間を再現するため、発掘調査の結果と史料をもとに平成10年から5カ年計画で大宮坊の復元工事を進め、書院台所棟・番所・厨・御成門・所門・板塀・勅使橋などの建造物や、本堂跡・証誠殿跡・庭園跡などの遺構を復元しました。

連絡先 〒929-1812 石川県鹿島郡中能登町石動山 TEL 0767-72-392



ご挨拶

石川県行政書士会
会長 茅野 勇平

新年明けましておめでとうございます。平成19年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平成19年が石川県行政書士会と本会会員諸先生のますますのご発展とご繁栄をもたらす素晴らしい一年になりますよう衷心よりご祈念申し上げます。

平素は、石川県行政書士会の運営にご理解とご協力を賜り、心より有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、本年は種々の意味合いにおいて行政書士制度が一段と大きく変革する年となります。日本における社会構造は、ICT化、規制改革、行財政改革、司法制度改革など大きな時代の変革の中にあり、又、わが石川県においても然りであります。昨年は、「偽装」「いじめ」「談合」「親子間や男女間での憎しみ」等々、本当に迷走した平成18年であります。そのような混迷の中で「街の法律家」と呼ばれ、県民市民に一番身近な私たち行政書士の使命と責任はより重くなっています。県民市民の負託にお応えする行政書士であり続けるため行政書士制度の充実が、今、最も重要な課題といえます。

行政書士及び行政書士制度は、「国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する」ことが使命であります。行政書士の業務の範疇は複雑多岐にわたっており、行政書士はそれぞれの業務を通じて国家国民、県民市民に奉仕をいたしております。

の中でも「社会的弱者の救済事業」は、行政書士の社会貢献に係る事業の最大の課題といえます。生活困窮者の救済は「生活保護制度」として一定の成果は上っておりますが、まだまだ救済しなければならない人々が居ることも現実です。全国各地における生活困窮者に対して不当に生活保護が廃止されたり、生活保護制度を適用させなかつた事例があります。厚生労

働省の主管する社会保障制度は、日本国民に等しく「健康で文化的な生活」を保障した制度であります。然るに、生活保護申請に際し「生活保護に係る情報の質及び量並びに交渉力の格差」が障害となって違法な窓口規制を受けることがあります。これらの問題は、行政庁と生活困窮者との間で繰り広げられており、正しく行政書士がお手伝いできる社会貢献による事業といえます。

本年は、「社会的弱者救済」元年と位置づけ、この問題にも取り組んでまいりたいと存じます。生活保護制度の実態や生活困窮者の実情をもっともっと精査し研究して、行政書士ができる社会貢献の一翼といたしたいと思います。

加えて、行政書士制度の更なる充実発展を期するため、各種の事業を行い、有益な情報の発信をいたします。

さまざまな分野でICT化が進んでおります。行政事務の電子化、民間での電子取引などこれ等についても早急にしかも的確にその課題に取り組んで、本会会員諸先生にお示しできるよう努力をいたします。

21世紀の行政書士制度のあるべき姿は、石川県行政書士会会員先生の英知を結集して構築しなければならないと考えております。最も重要な課題に司法制度改革があります。

昨年10月に日本司法支援センター（法テラス）の情報提供業務が稼働いたしました。業務開始から2ヶ月を経た時点で行われた「法テラス石川」での意見交換会では、当初の予定を下回る相談件数であったとの報告がありました。とは言うものの、それでも多数の方々が電話による相談をされ、利用者のニーズに応じて情報提供がなされております。私たち行政書士も隣接法律専門職の一員として、どのように関わって行くのかこれから課題になります。

私たち行政書士が「社会正義」の実現に努める立場から、行政書士が行うADRいわゆる裁判外紛争解決に対応する紛争解決の担い手として行政書士の専門分野における紛争解決手続きに期待が寄せられております。その期待に応えるためにも常日頃の研鑽が欠かせないところであります。

本年も引き続き、金沢大学法学部と「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」を実施し、金沢大学法学部のご指導ご協力を得て行政書士の資質の向上を図ってまいりたいと存じます。そして、一定の成果があり、機運が熟した段階で弁護士を始め他の法律専門職のご指導ご協力をいただき次のステップに前進いたしたいと考えております。先ず、私たちが研鑽し、資質の向上を図ることが先決と考えているところであります。

平成19年が石川県行政書士会並びに本会会員諸先生にとって、素晴らしい輝かしい繁栄の一年になりますようご祈念申し上げて年頭のご挨拶といたします。

◆日本行政書士会連合会会長年頭挨拶



更なる制度構築を 目指して

日本行政書士会連合会
会長 宮内一三

平成19年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より茅野会長をはじめ、石川県行政書士会の皆様方には、日本行政書士会連合会の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、行政書士を取り巻く社会環境が激変している昨今、行政書士は国民のニーズを的確に把握し、真に国民の利便に資する制度としていかなければなりません。

このことから、社会変化に柔軟かつ機動的に対応できるよう、日行連の抜本的な組織改革を行い、時代の変化に即応できる組織体制、すなわち、①政策立案、総合調整部門の強化、②役員の構成及び事業の執行体制を含めた組織体制の効率化、整合化、③事務局を含めた本会組織の抜本的改革を行うこととしております。

行政書士全体の資質向上を図るため、本会では、裁判外紛争解決（ADR）手続実施者養成研修、法定業務研修、司法研修、知的財産権研修等を継続実施しております。今年4月には、研修に関する施策を一元的かつ機動的に行うため、日行連の附属組織として中央研修所を設置いたします。この中央研修所は、

最終的には法人格を有する個体として活動できるものを目指します。

昨年5月の新会社法施行に伴い、電子定款の申請件数が増加したことからも分かるように、行政書士の電子申請を含めた役割は確実に増加しており、政府の施策による電子行政化が急速に推進されている現状から、電子申請に即応できるよう、なお一層の研鑽が求められています。

また、司法制度改革推進に向けた対応として、昨年10月より業務を開始した日本司法支援センターとの積極的な協力体制を確立するとともに、ADRでは先行する指定単位会を軸に認証ADR機関として稼働できるよう、環境整備並びに人材の支援を行っているところです。

さらに、昨年の12月より、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を行うことが可能となりました。資格制度の根本を踏まえつつも、国民の利便性の向上が可能であると考えられる規制改革には、積極的に対応していく必要があると考えます。

行政書士制度は、言うまでもなく国民のためにあります。複雑化する国民の要望に応え、同時に制度の発展を図るために、行政書士法の改正が必要です。

特に、代理権の獲得に続くものとして、行政手続法における聴聞代理、懲戒処分や欠格事由等の整備、公共嘱託を可能とする行政書士法改正を要望し、これを優先的に推進して参ります。

この様に山積する課題に立ち向かうためには、日行連と各単位会が一体となり、より一層の協力体制の構築が必要不可欠です。

石川県行政書士会の皆様方におかれましては、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方の益々のご活躍、御発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

◆石川県知事年頭挨拶



年頭のあいさつ

石川県知事
谷本正憲

新年あけましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

行政書士の皆様は、県民と行政をつなぐ懸け橋として、また県民の身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在です。皆様のたゆまぬご努力により、行政書士制度が着実に発展を遂げられ、社会において確固たる地位を築かれましたことは、ひとえに石川県行政書士会並びに会員の皆様が業務に精励され、県民の皆様の信頼に応えてこられた賜であり、改めて敬意を表します。

行政サービスが質、量ともに複雑多様化している中、県民と行政をつなぐ役割を担っていただく皆様に寄せられる期待は、今後益々大きくなるものと思います。

昨年、県政におきましては、人やモノの交流を促進する基盤整備を更に前進させることができました。

金沢港は、国際物流拠点港として飛躍する基盤となる大水深岸壁が平成20年秋の供用に向け着工しました。小松空港は、3便化された小松上海便の搭乗率は順調に推移すると同時に、昨年12月、本滑走路の嵩上げ工事が完

了し、供用が開始されました。

能登空港は、東京便の搭乗率も順調に推移しており、今後とも地元市町、経済団体等と連携し、積極的な誘客戦略を展開してまいります。

道路網は、昨年4月、長年の念願でありました金沢環状道路山側幹線が全線開通、海側幹線は二期区間の工事に着手し、6月には能越自動車道の穴水道路が開通しました。引続き、県土ダブルラダー構想を着実に推進してまいります。

さて、日本海側で唯一、戦後一貫して人口増加していた石川県もいよいよ人口減少が現実のものとなりました。このような中にあって、少子化に少しでも歯止めをかけると同時に、元気な産業を創出し、人やモノの交流を盛んにすることにより、活力と賑わいを創出していくことが、県政の最重要課題であると考えています。

また、県民の皆様の安全で安心な暮らしの確保、環境配慮型社会の実現、北陸新幹線開業に向けた対策、能登地域の振興など、取り組むべき課題は山積しています。

本県財政は、引き続き厳しい財政状況が見込まれています。現在策定中の新たな行財政改革大綱において、歳入確保や歳出全般にわたる聖域なき見直しを行い、自立的かつ持続可能な行財政基盤を確立することが急務であると考えています。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、職務の重要性と公共性を十分にご認識いただき、県政の発展にご支援をいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を心からご祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

知事新年互礼会開催



新年1月2日(火)午前10時30分より金沢ニューグランドホテルにおいて、谷本正憲石川県知事新年互礼会が盛大に開催された。今年は、統一地方選と参議院選挙の年であり、会場では熱気が感じられた。



なお、石川県行政書士会からは、茅野会長、藤井名誉会長、宮川副会長、倉本副会長、的場総務部長、丁子業務指導部長、河越広報部長が参加した。

日本行政書士会連合会
日本行政書士政治連盟

新年賀詞交歓会

平成19年1月19日(金)東京全日空ホテルにおいて、新年賀詞交歓会が開催された。当会より茅野会長、宮川副会長、浅井副会長、丁子業務指導部長、河越広報部長が出席した。

新年賀詞交歓会は、国会議員の先生をはじめ多くの方々があいさつを述べ、また多くの行政書士の方が参加され盛大に行われた。なお、司会は日政連総務委員長である当会副会長宮川氏が努めた。



▲総務大臣 萩義偉

▲衆議院議員 逢沢一郎氏(右から2番目)といっしょに

行列のできる無料相談会

平成18年10月12日(木)香林坊大和8階特設会場において、石川県士業団体協議会主催の無料相談会が開催された。今回の相談件数は全体で44件であった。行政書士会では、4名が相談員となり遺産分割(3) 公安委員会免許、空き家の町費の計5件の相談を受けた。なお、幹事は石川県行政書士会であった。

	相談員数	相談件数		相談員数	相談件数
弁護士会	6	18	不動産鑑定士会	1	3
司法書士会	3	6	公認会計士会	2	2
行政書士会	4	5	社会保険労務士会	3	1
税理士会	1	5	弁理士会	2	0
土地家屋調査士会	5	4	合計	27	44

平成18年度 行政書士試験が終って

石川県試験会場責任者 副会長 宮川 外茂次



昨年11月12日全国一斉に「平成18年度行政書士試験」が実施され各会場で約7万人が合格に向け難問に挑みました。石川県会場の受験申込者数は690名、受験者数は544名で、受験者率は78.84%となり昨年度と比較すると申込数、受験者数とも減少傾向となりました。

今年度の試験は、財団法人行政書士試験研究センターが試験事務の委託を受ける前の石川県が行っていた頃を含めても非常に大きく改正されました。試験範囲が変わり問題数が増えたため、終了時間が遅くなりました。このことにより運営スタッフをお願いした先生にも一層のご協力を頂くこととなりました。

加えて、石川県会場が金沢駅前の石川医療技術専門学校に変更されました。そのため新たな会場での試験実施の段取りが必要となり、事前準備のためスタッフの先生には特段のご協力を頂きました。一方、会場の変更に伴い、スタッフが大幅に減員された点では支部へのご迷惑が多少緩和されたかとも思います。

当日は霧混じりのあいにくの天候で外回りを担当された先生には寒い日でしたが、金沢小松両支部の先生のご協力で無事終了することができました。なお、試験終了後さっそく日行連と試験研究センターから試験実施協力に対し感謝の意がありました。

当会会員で実質運営を実施している試験は今回で7回目ですが、今回もスタッフとして毎回ご協力くださっている会員各位の経験や新入会員の受験経験の助言をいただき試験実施マニュアルを改良するなどして、当日朝から夕方の回答用紙発送まで大変スムーズに進めることができ、会員各位に試験を滞りなく実施できたことを感謝とともにご報告することができました。

試験実施運営スタッフとしてご協力いただきました34名の皆様、寺田金沢支部長をはじめとする各支部長並びに金沢支部、小松支部の会員各位にこの場をお借りして感謝申し上げます。

今年も各位のご多幸をご祈念致しますと共に、行政書士試験が時代の要請に対応する人材を選ぶ閥門となっていることを確信し引き続きご協力をお願い申し上げます。

平成18年度 行政書士制度強調月間の報告

○行政書士制度強調月間の実施

実施期間 平成18年10月1日より10月31日

■行政書士無料相談会の開催

電話による無料相談会「行政書士電話相談」を開設

10月2日（月）～10月4日（水）（午前10時より午後4時）

石川県行政書士会事務局

各支部5会場における「行政書士無料相談会」を実施

10月1日～10月2日 午前10時～午後4時

金沢支部 10月1日（日）ジャスコ杜の里（金沢市もりの里）

10月1日（日）平和堂アルプラザ金沢（金沢市諸江町）

小松支部 10月2日（月）平和堂アルプラザ小松（小松市園町）

七尾支部 10月1日（日）平和堂アルプラザ鹿島（中能登町）

輪島支部 10月1日（日）ファミイ（輪島市宅田町）



▲金沢支部・平和堂アルプラザ金沢



▲小松支部・平和堂アルプラザ小松



▲輪島支部・ファミイ



▲七尾支部・平和堂アルプラザ鹿島

■市町村広報誌掲載結果（ホームページを含む）

	掲載された市町村	掲載数		未掲載
		今年	昨年	
金沢支部	白山市、野々市町、津幡町、内灘町	4	3	2
小松支部	小松市、能美市、加賀市（ホームページ）	3	3	1
七尾支部	七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町、志賀町	5	5	0
輪島支部	輪島市、穴水町、能登町、珠洲市	4	5	0
	合 計	16	15	3

■無料相談会内容別相談件数

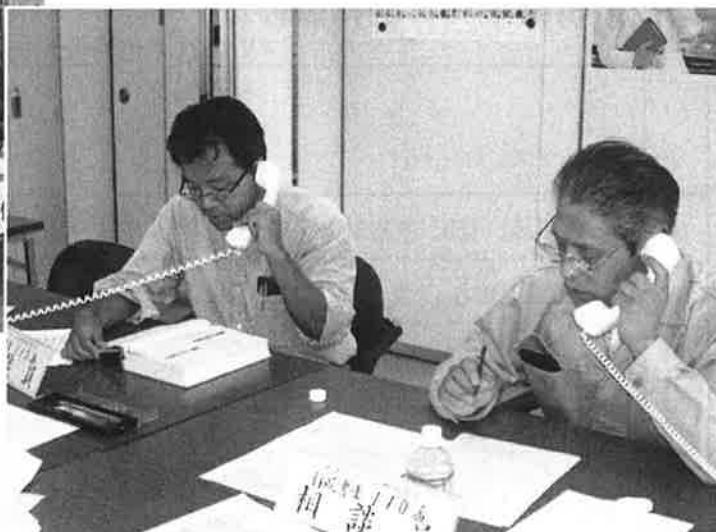
		電話 相談	各支部の面談による無料相談会				受付件数 合 計
			金沢	小松	七尾	輪島	
権利義務・事実証明関係	遺言・相続(登記・税務対策を含む)	51	62	10	5	2	130
	各種契約(贈与、売買、請負、委任、消費、貸借等)	16	9	3	2	1	31
	定款、内容証明、会計記帳等	2	0	0	1	1	4
	不動産関係(登記・境界等)	15	6	0	0	0	21
	戸籍関係(結婚、離婚、養子縁組等)	4	2	0	0	0	6
	その他(知的財産を含む)	12	20	1	0	1	34
許認可関係	許認可申請手続(建設、風俗営業等)	3	3	0	0	0	6
	法人設立	1	8	0	0	0	9
	土地開発	0	0	0	0	0	0
	農地転用	1	2	0	1	0	4
	入管関係	2	2	0	0	0	4
	自動車登録(金沢ナンバー含む)	5	10	0	0	0	15
	その他	1	1	4	0	0	6
受付件数合計		113	125	19	8	5	270
昨年の件数		127	121	18	9	12	287

■無料相談件数の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
本会電話相談会	105	139	116	127	113
4支部相談会(面談)	99	191	207	160	157
合 計	204	330	323	287	270



▲金沢支部・ジャスコ社の里



▲本会電話相談会

■新聞広告の掲載

(1) 北國新聞

9月30日付全15段（1面広告）

広告協力会員（111名）の氏名、電話番号を掲載。

「行政書士無料相談会」及び「行政書士制度強調月間」についてPR。

(2) 北陸中日新聞

9月30日付半5段（1面の1/3の半分）

「行政書士無料相談会」及び「行政書士制度強調月間」についてPR。

■テレビコマーシャル

9月28日から9月30日に無料相談会及び行政書士をPRのためテレビCMを流す。

MROテレビ15秒スポット20本 石川テレビ15秒スポット24本

■パブリシティ（無料記事の掲載、報道）

9月12日県庁記者クラブへ広報用パンフレットを持参し、報道各社へ取材依頼。

9月15日新聞社、ラジオ局、テレビ局各社を直接訪問し、取材を依頼。

（9月16日 北國新聞、中日新聞に新聞社訪問の記事が掲載。）

●記事の掲載、インフォメーション

	報道機関	内 容
新聞	北國新聞	9月13日、14日朝刊に行政書士無料相談会の開催場所、日時等のお知らせについて掲載。
テレビ	石川テレビ	9月29日「情報招きネコ(午前10:55～11:55)」のなかで40秒間、インフォメーションしてもらう。9月25日～9月28日正午前のお知らせのコーナーで無料相談会を告知。

●ラジオ電話インタビュー

MROラジオにて、9月27日午後1時30分頃電話インタビューにて無料相談会をPR（河越広報部長）

■報道結果

	報道機関	内 容
新聞	北國新聞	10月4日の朝刊にジャスコ社の里での無料相談会について掲載。
	北陸中日新聞	10月2日の朝刊にアルプラザ金沢での無料相談会について、写真入りで掲載。
テレビ	テレビ金沢	10月1日のジャスコ社の里での無料相談会についてMROより取材。翌日朝のニュースで報道。

■行政書士無料相談会案内チラシの配布

金沢支部	町会連合会に金沢市内の全世帯に135000枚の無料相談会のチラシの配布を申し入れ、各校下の62の公民館を通じ町内会の全世帯に配布。その他福祉センター、大学等に配布
小松支部	無料相談会のチラシを小松市役所、能美市役所、川北町役場等に1500枚配布
七尾支部	無料相談会のチラシを各市町村役場等に1500枚配布
輪島支部	無料相談会の案内チラシを市町村役場の本所、支所、県の出先機関、ショッピングセンターに2000枚配布。

総 評

今回の行政書士無料相談会では、270件の相談があった。相談件数は昨年と比べ減少しているが、今回は曜日の並びが悪かった。支部の相談会は10月1日に一斉に開催した（小松支部は10月2日に開催）特に、金沢支部は2箇所同時開催なので人員の配置等負担も多かった。また、電話相談については、3日とも平日のため相談件数も減少したのではないか。

今回、金沢ナンバーについて、多くの相談があり、こういった面からも行政書士をPRできたのではないかと思う。

パブリシティ 新聞報道されました!

本社で茅野会長ら
来月無料相談PR

県行政書士会

十月の「行政書士制度
強調月間」を前に、県行
政書士会の茅野勇平会長
〔写真右〕が十五日、
北國新聞社を訪れ、来月
一、二日に県内各地で開
かれる無料相談会などを
PRした。

茅野会長は「無料相談
会をきっかけに、身近な
法律専門職である行政書
士を知つてほしい」と語
った。相続や遺言、会社
設立に関する事柄のほ
か「金沢ナンバー」取
得の申請手続きの相談
なども受け付けること
を紹介した。太田勉副

に金沢市のジャスコも
会長、河越俊雄広報部長、
八木史郎監察部長が同行
した。

無料相談会は来月一日
で。

来月一日から四日の午
前十時から午後四時は
電話相談を受け付ける。
受付電話番号＝076（26
8）9110＝まで。

（北國新聞 朝刊）
平成18年9月16日

平成18年役員四人が十五
日、金沢市香林坊の中日
新聞北陸本社を訪れ、十
月一日から県内各地で開
く行政書士無料相談会を
PRした。

相談内容は、相続や遺
言、各種契約書、十月十
日にスタートする「金沢
ナンバー」など暮らしに
関する手続き、独立開業
や行政手続法に関する手
続きなど。

県行政書士会の茅野勇
平会長（左）と、金沢市香
林坊の中日新聞北陸本社
の太田勉副編集長（右）

面談による相談は、一
フアミイで、二日に小松
市（右）と茅野会長（左）



茅野会長は「行政書士
なら自宅や職場など車
がある場所まで出向き
金沢ナンバーに取り換え
ることができる。気軽に
ご相談を」と呼びかけ
た。（沢田一朗）

【北陸中日新聞 朝刊】

平成18年9月16日

相続などの悩みに助言

県行政書士会の無料相
談会はこのほど、金沢市
などで開かれ、会員が相
続や離婚、会社設立の手
続きをなどで悩みを抱える
相談者に助言した。

金沢市のジャスコ社の
里店では、行政書士十三
人が相談員を務めた。金
沢ナンバーへの変更手続
きに関する相談なども寄
せられた。

四日まで電話による無
料相談も受け付ける。同
会事務局＝076（26
8）9110＝まで。

（北國新聞 朝刊）
平成18年10月4日

行政書士 金沢市
アル・プラザ金沢

りの里
店 平和
堂アルプ
ラザ金
沢 中能
登町の平
和堂アル
プラザ鹿
島 輪島
市ショ
ッピング
センター
（右）

松。電話相談も一
日まで県行政書士会事務
局＝076（268）9
110で行う。いずれ
も午前十時から午後四時
まで。

茅野会長は「行政書士
なら自宅や職場など車
がある場所まで出向き
金沢ナンバーに取り換え
ることができる。気軽に
ご相談を」と呼びかけ
た。（沢田一朗）

（北國新聞 朝刊）
平成18年10月2日

平成18年度 第3回 理事会・支部長会合同会議開催

平成18年12月1日（金）午後1時30分から、地場産業振興センター本館1階第1会議室において、第3回理事会・支部長会合同会議が開催され、構成員27名中24名が出席して、下記のとおり審議が行われた。

1.報告事項

①日行連理事会・会長会報告（茅野会長）

- ・中央研修所の設立構想
- ・組織改革 登録部→委員会
- ・商業登記にかかるアンケートの実施等

②中地協理事会報告（茅野会長）

③中地協・日行連連絡会報告（浅井副会長）

- ・日政連のあり方、書士法の改正（聴聞代理、罰則強化）の方向等

④各部・各委員会活動報告

[総務部]

- ・倫理綱領、情報公開規則、長期会費滞納者に関する件の検討とその具体的措置の実施

[経理部]

- ・予算の執行状況、会費未納者への対応、経理情報公開への対応等の検討

[法規・企画部]

- ・情報公開規則、報酬統計調査規則等の検討

[広報部]

- ・行政書士強調月間における諸事業の実施

[業務指導部]

- ・研修会（ADR人材育成、成年後見等）の開催
- ・金沢ナンバー導入にかかる出張封印取付け代行業務への関与

[監察部]

- ・職務上請求書のチェック
- ・行政書士強調月間における諸事業の実施

[ADR機関設置特別委員会]

- ・ADR認証申請は、予算、人材、場所、弁護士関与の点から困難との結論
- ・ADR研修会の継続については、次回委員会で結論を得る

[試験対策委員会]

- ・行政書士試験受験状況

[IT委員会]

- ・「会員の部屋」、「公式ホームページ」の運用状況
- ・石川県と「電子申請」についての協議

[その他]

- ①士業団体協議会無料相談会
- ②自民党政調会との懇談会

③長野会松本支部との意見交換会

2.審議事項

①各部・各委員会事業予定について

[総務部]

- ・倫理研修の実施（1月）
- ・総会日程の決定を会長と総務部に一任

[経理部]

- ・経理情報公開検討のため部会開催

[法規・企画部]

- ・会則改正（案）、情報公開規則（案）、報酬額統計調査規則（案）、会則施行規則（案）を承認

[広報部]

- ・会報「いしかわ」の発行（1月）
- ・新聞広告の件（1月）

[業務指導部]

- ・ADR人材育成研修の開催（8～12回）
- ・ADR手続実施者育成研修の開催（1月）
- ・著作権研修の開催（2月）
- ・建設競争入札研修の開催（倫理研修と併催予定）

[監察部]

- ・職務上請求書のチェック

[IT委員会]

- ・「公式ホームページ」リニューアル
- ・IPフィルタリング設定
- ・会員検索機能の追加等引き続き検討

[ADR機関設置特別委員会]

- ・日行連の今後の動きを見て方向性を出していく

②県証紙の取り扱いについて

- ・各支部での取り扱いの可否を諮るも反対多数により否決

③補助者規則改正について

- ・補助者使用（廃止）届（様式第1号）の変更承認

④その他

- ・新年互礼会（知事）、日行連賀詞交換会への出席人選 会長一任



七尾支部特集

支部紹介

七尾支部



七尾・輪島支部 合同研修会の開催報告

七尾支部
支部長 端井 義之

新年あけましておめでとうございます。日頃より七尾支部にご協力いただきましてありがとうございます。

今回七尾支部特集として、11月19日に行われました七尾・輪島合同研修会についてご報告いたします。また、コスモアイル羽咋、妙成寺、大宮坊(表紙)について紹介しましたので、ぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

平成18年11月19日（日）午後2時から和倉温泉ホテルのと楽を会場にして、石川県行政書士会業務指導部副部長の勝尾太一講師により「会社法下における既存会社の取扱及び会社設立」をテーマとして一泊研修会を開催しました。七尾支部会員12名輪島支部6名の計18名が参加されました。

講師の勝尾先生が作成された講義資料により実務家としての立場から詳細な講義をして頂きました。今回の会社法は、従業員が何千人、何万人という大企業から社長1人の小さな会社まであらゆる会社に関係してくる非常に適用範囲の広い法律なのです。そのため、私達行政書士が日頃からお付き合いさせていただいている中小企業の社長さん、あるいは、これから会社を立ち上げようとしている企業家の皆さんに実践的に活用できる講義資料・内容であり、大変有意義な実務研修会でした。

研修会終了午後6時から懇親会が開催され、懇親会では、両支部会員が杯を酌み交わしながら、垣根をとりはらって、交流を深めた。また二次会では、カラオケで歌い、大変楽しい雰囲気で大いに盛り上がり、本当に実り多い一泊研修であったと思っております。

今後このような2支部合同研修会には、より多くの会員が誘い合って参加されますよう願っております。

平成18年度 七尾支部 事業報告

- 18年4月27日 役員会
5月21日 定時総会・会場ホテルのと楽
研修会「一般貨物自動車運送事業
経営許可申請について」
講師 金沢支部会員 大澤巖
7月20日 役員会
9月21日 役員会
10月1日 行政書士無料相談会の開設
会場 平和堂アルプラザ鹿島
11月19日 七尾・輪島支部合同研修会
会場 ホテルのと楽
「会社法下における既存会社の取
扱及び会社設立」
講師 業務指導部副部長 勝尾太一



コスモアイル羽咋

開館及び料金

- 入館時間／9:00～17:00(入場は16:30まで)
- 休館日／毎週火曜日と年末年始は休館
(夏休み期間は、休館しません)
- 宇宙科学展示室／大人800円、小中学生400円
- コスモシアター／大人700円、小中学生350円
※団体料金・セット料金など割引有り
- お問合せ先／コスモアイル羽咋
住所 鶴来町免田25 TEL0767-22-9888

『妙成寺』

開館及び料金

- 拝観時間／8:00～17:00
(冬期8:00～16:30まで)
- 拝観料／大人500円、中学生以下300円
- お問合せ先／妙成寺
住所 滝谷町ヨ1 TEL0767-27-1226

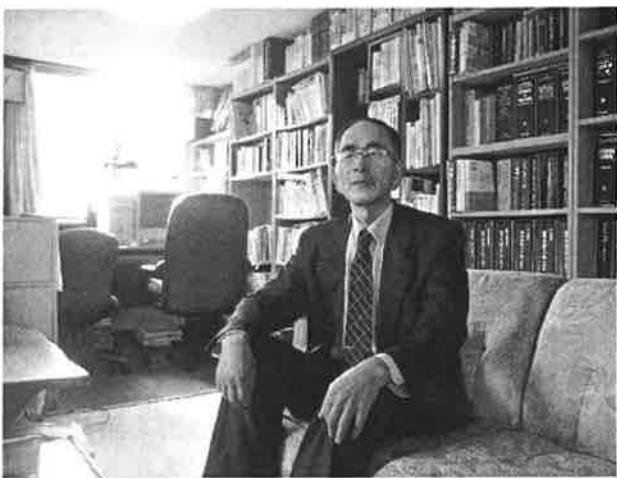
七尾支部 事務所紹介

端井行政書士事務所

事務所：鹿島郡中能登町久江ヨ部16番地2

平成10年11月に開業して早くも8年余り経ちました。宅地建物取引主任者・測量士補の資格も取得し、田舎での開業なので依頼された仕事は、断わらず、幅広い業務を扱うようにしています。幸いにも金沢で従兄弟の弁護士がいますので、相談を受けて取り扱えない案件は、お任せしたり、難しい案件はご教示いただいております。

お客様から依頼内容を聞いて、たとえ経験のない内容であっても引き受け、後で官公署に出向いたり、問い合わせたり専門書を買い込んで自分なりに勉強して取り組んだりもしています。現在は、戸数180戸ある久江区長を3期目で在任中であり、行政書士業務は片手間に行っており取り扱い件数も少なく、小遣い稼ぎ程度ですが、幅広い業務を扱えるように専門書籍だけは、本屋さん程の蔵所があり、新会社法施行に伴う新しい業務についても勉強しながら取り組んでおります。私は、気軽に相談できる町の法律家として、幅広く手続きや相談を受けることができるよう日々研鑽に努め、地域に根ざした、頼りになれる行政書士を目指して行きたいと思います。



宇宙科学博物館『コスモイル羽咋』と五重塔『妙成寺』

■UFO神話のまち〈羽咋〉

『千里浜海岸沖合い上空をゆっくり飛ぶオレンジ色の細長い物体を高校生4名が目撃』

『釣人3名同時目撃。銀色楕円形物体が飛来。しばらく停滞し飛び去った』(中日新聞)

数多くのUFO目撃例が報告されている羽咋。本格的な宇宙科学博物館【コスモイル羽咋】もあり、今では世界的なUFOのメッカとして知られている。

また羽咋に残る古文書には、次のような一説もある。『西山（現・眉丈山）の中腹を東より徐々に西に移りゆく怪火を、そうはちばん、或いは、ちゅうはちばんと云ふ』。ここでいう『そうはちばん』とはいいったい何なのか？

また氣多大社に残る文献集には『成山飛行虚空神力自在而』と記されている。これは専門家からも注目を集め、UFOに関しての飛来の記録ではないかと推測されている。

このほか、宇宙人の図と称されるものや、さまざまな言い伝え残っている。羽咋は古くからUFOとの密接な関係があったようだ。



支部だより

金沢支部



支部長 寺田 隆

あけましておめでとうございます。昨年は、金沢支部会員皆様方のご支援ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。本年もご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金沢支部の活動は、石川県行政書士会の活動状況に比べ見劣りするかも知れませんが、重要な意義のある活動が多い事を認識いただきまして、本会会費及び支部会費の納付にも重ねてお願い申し上げます。

さて、本年は建設工事及び物品納品、役務の提供等の入札参加資格申請の定時受付があります。パソコンやコピーの高性能化やソフトウェアの充実、事務所側では事務作業の慣れ、受付側ではトラブルがほとんど無くなり、かなりスムーズに進むように感じられます。

しかし、それと同時に入札参加申請先が少なくなったために業務量が減少した事も大きいと思います。2年前に比べ省庁再編や民営化、町村合併等が進み、受付機関数が減少し、また、顧客側では、土木公共事業の予算が減額され、一般競争入札が主流となり、キャルスECや電子入札等が求められる等々により公共事業を敬遠する向きも出てきた事によるものです。提出数の減少による売上減少には大きな不安を感じます。

関係する法律の勉強、業務研究は行政書士として当然に行わなければ、顧客の信用を得ることができません。しかし、顧客が確保出来なければ、関係する法律の勉強、業務研究は全く無意味です。

顧客を確保することは非常に難しく厳しいことですが、これを無くして行政書士事務所経営はありません。

今年は「いのしし」のように顧客確保に猪突猛進しなければと考えています。

小松支部



支部長 森 喜弘

あけましておめでとうございます。

今年は昨年と異なり元旦から穏やかな日和づきで、例年になく、ゆったりとした気分で、松の内を過ごすことができました。

しかし、光陰矢のごとしとか、歳と共に一年の早さが身につまされる思いが致します。

さて小松市支部に関してですが、昨年一年を振り返ってみると、2月に「産業廃棄物収集運搬」の許可申請を実例をもとにわかりやすく研修会を行いました。7月には「建設業」、8月には「経審」について21日、28日、と2回に分けて、これも実例をもとに、みっちりと勉強会を開催しました。

またレクレーション関係では、10年ぶりに温泉一泊の新年会を、また夏には会員の家族、職員を交えてのバーベキュー大会を執り行いました。そのほか支部総会を5月に開催しました。以上が小松支部単独開催の行事です。

その他本会主体関係の毎月一回の無料相談会、強調月間の行事と、結構多忙な一年であったように思います。

支部会員の方々には、まだまだ不満多きことと思いますが、曲がりなりにも昨年一年間ここまでやってこられましたのも、支部役員並びに会員皆様の協力があったればこそと、心から感謝いたします。

今年は役員改選の年にあたり、残された任期を全うし、後任に後を託したいと思っております。

何卒本年も小松支部に対し、よろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

金沢大学インターンシップ報告と感想

行政書士法人北岸・埜田事務所本店
北岸 正彦

この夏、8月21日から25日までの5日間金沢大学法学部インターンシップを受入れさせていただきました。初めてのことであり、緊張する場面も有りましたが何とか無事に実施評価報告書を作成し、終えることができました。

インターンシップは、御存じの方も多いと思いますが金沢大学からの案内によれば、大学教育の一環として学生が一定期間、就業し職業体験することによって自身の将来の職業を選択する能力を養い、大学での学習や能力の向上を図るため毎年実施されているとのことでした。

事前に話す機会があり、何故行政書士事務所をインターンシップ先として選んだのかの話題になったとき、その学生は、将来行政書士を職業として選びたいとのことであり、自身にとって相応しい仕事かどうかを見極めたいと云うことであった。

彼の真面目で真摯な態度は、たいへん好感が持てた。反面、小職としては多少なりとも気負いが有ったことも事実である。

自然体でありのままを見て貰おうと腹を決め、受入れ初日を迎えた。

午前9時30分から午後4時までとして、顧客との打合せ、役所での行政協議、現地調査の全部に同行してもらい事務所内でも申請書類作成の一端を体験して貰った。毎日、インターンシップ実施記録を作成し、最後に小職の所感を記載するのがこれが一仕事である。彼の、真面目な記録内容に敬服しつつ末尾に確認印を押印して返却するのだ。

こうして、5日間が瞬く間に経過した。彼は、最終日に至って自身がイメージとして抱いた行政書士像を描き直したと述懐した。行政書士という職業の一端を垣間見て彼は、面白い仕事だと実感したと云う。今年11月の行政書士試験に向けて刺激になったとも云う。

彼がインターンシップによって行政書士が何たるかを一分でも掴んで貰えたことは、小職にとり大いなる励みであり喜びだ。

これからも、行政書士会としてインターンシップを受け入れられることは、行政書士制度の大なる啓蒙であり、社会的認知度の増大に繋がれるものと期待します。

石川県行政書士会 会則改定

平成18年9月7日付け石行発第196号で申請のあった会則の変更は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第16条の2の規定により認可する。

平成18年9月22日

石川県行政書士会会則の一部を次のとおり改正する。

1.会則第6条第3項中別表2を下記のとおり改正する。

改正後	改正前
(1) 個人会員の入会金及び会費 1 入会金は <u>金250,000円</u> とする。	(1) 個人会員の入会金及び会費 1 入会金は <u>金150,000円</u> とする。
(2) 法人会員の入会金及び会費 1 入会金は <u>金250,000円</u> とする。	(2) 法人会員の入会金及び会費 1 入会金は <u>金150,000円</u> とする。

附則 この会則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

2.会則第15条を下記のとおり改正する。

改正後	改正前
第15条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名以内 (3) 理事 25名以内 (4) 監事 3名	第15条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名以内 (3) 理事 20名以内 (4) 監事 3名

附則 この会則の変更は、石川県知事の認可があった日から施行する。

なお、平成18年4月1日より、行政書士の登録には登録免許税3万円がかかるようになりました。
(登録免許税法別表 1の32参照)

確定申告におけるIT推進

1 申告書をインターネットで作成してみよう！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅やオフィスでいつでも簡単に計算ミスなく所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

同コーナーで申告書を作成したら、ご自宅のプリンタで印刷をして添付書類と一緒に郵送等で税務署へ提出すれば確定申告の手続きは終了です。

みなさんも、この「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に申告書を作成してみませんか。

申告書をインターネットで作成してみよう！

みなさんご存知ですか？
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅やオフィスでいつでも簡単に計算ミスなく所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。
次の3ステップで、税務署に行かなくても確定申告ができます。

ステップ1 申告データの入力
◇作成途中のデータも保存することができます。

ステップ2 プリントアウト

ステップ3 税務署に郵送等で提出
◇添付書類もお忘れなく！
◇お早めに提出を！

みなさんも、この「確定申告書等作成コーナー」を利用して、簡単に申告書を作成してみませんか？

○ 「確定申告書等作成コーナー」へは次のホームページにアクセス！
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp>



申告書の作成と申告はインターネットでできますよ！

「e-Tax（イータックス：国税電子申告・納税システム）」ってご存じですか？

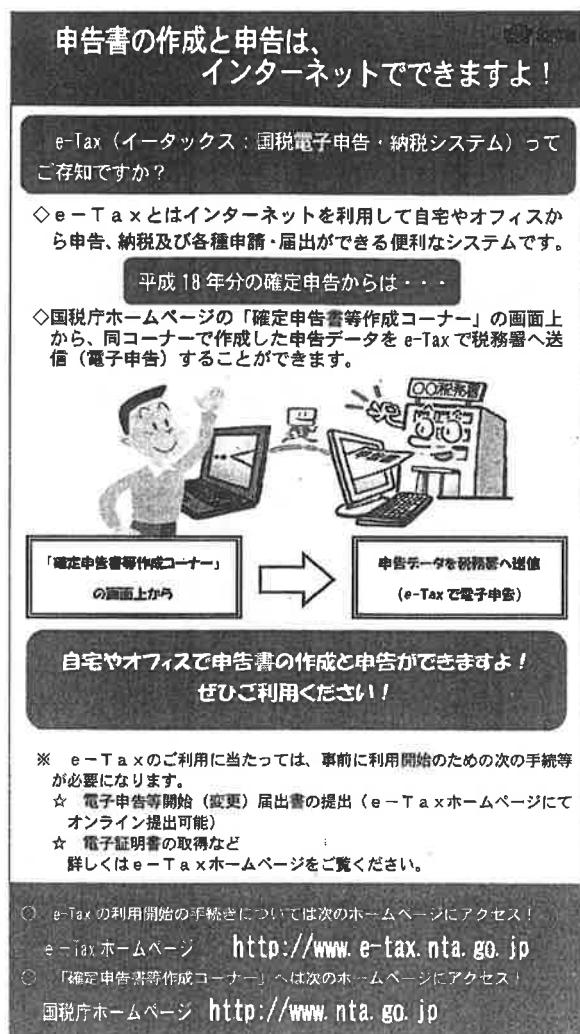
「e-Tax」とは、インターネットを利用して、自宅やオフィスから申告、納税及び各種申請届出ができる便利なシステムです。

平成18年分の確定申告からは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書類等作成コーナー」を利用して作成した申告データを、同コーナーの画面上からそのままe-Taxで税務署に送信（申告）することができます。

この自宅やオフィスにいながら申告書の作成と申告ができる「確定申告書類等作成コーナー」と「e-Tax」をぜひご利用ください。

尚、e-Taxのご利用に当たっては、事前に電子申告等開始届出書の提出と（e-Taxホームページからオンライン提出可能）電子証明書の取得等が必要です。

詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



自宅にいながら税金相談！タックスアンサーをご利用ください！

医療費控除など各種の税金に関する情報をいつでもご覧いただくことができます。

○インターネットによる利用タックスアンサーホームページ

（<http://www.taxanswer.nta.go.jp>）をご利用ください。

（携帯電話からも接続可能です。）

○電話・ファクシミリによる利用お知りになりたい項目のコード番号をお調べの上、次の電話番号におかけください。

電話番号・・・・（各県の電話番号）

2 適正申告の推進及び自己責任意識の醸成等

税制改正による主な変更点の注意喚起

【平成18年分の所得税の確定申告における主な税制改正事項】

○定率減税の改正【重要広報事項】

定率減税の額が、所得税額の10%相当額となり、最高限度額は12万5千円
(改正前：所得税額の20%相当額、最高限度額は25万円)に変更となりました。

○寄付金控除の改正

寄付金控除の適用下限額が5千円(改正前：1万円)に変更となりました。

○政党等寄附金特別控除の改正

政党等寄附金特別控除の適用下限額が5千円(改正前：1万円)に変更となりました。

3 消費税のお知らせ

(1) 平成20年分の消費税新規課税事業者への課税事業届出書の提出喚起

【平成18年分の課税売上高が1,000万円を超える方へ】

平成20年分の消費税の課税事業者となりますので、届出書を提出していただく必要があります。

○新たに課税売上高が1,000万円を超える方は「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、平成20年1月から帳簿の記載や請求書等の保存が必要となります。

○課税売上高が5,000万円以下の方は「簡易課税制度」を選択することができます。

同制度を選択される場合は、平成19年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

(2) 平成18年分の課税売上高が1,000万円以下となる課税事業者への注意喚起

【平成18年分の消費税課税事業者の方へ】

平成18年分の課税売上高が1,000万円以下となる場合、

1 平成18年分の消費税の確定申告は必要です。

2 平成20年分の消費税については課税事業者ではなくなりますので、消費税の「納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出してください。

(注)「課税事業者選択届出書」を提出されている方は上記2については該当しません。

指名願・点数アップ関連情報

例年の指名願の時期を控え、電子申請の割合も徐々に増えています。今回の改正点等、そして一部点数アップの内容をお知らせいたします。顧客満足度を高めてもらうためにも一度検討の余地がありそうです。

1 平成19年・20年度競争入札参加資格審査申請書の提出について (定期申請)、(県内業者)

1. 提出時期及び方法

建設工事に係る入札参加資格審査申請（以下「指名願」という。）の定期申請の受付については、平成19年2月以降、別途指定する期間内において、原則としてインターネットによる受付となります。詳しい操作手順については、石川県ホームページ等で確認下さい。

なお、電気通信機器等がされていない等の理由でインターネットによる申請ができない方は、書面による申請をすることができますが事前に土木部監理課建設業係まで連絡してください。

2. 指名願を提出できる者の範囲

指名願を提出できる者は、次に掲げるすべてに該当するものです。

- ①指名願を提出する日において、建設業者にあっては建設業法に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあっては測量法、地質調査業者登録規定、建築士法、建設コンサルタント登録規定、補償コンサルタント登録規定に基づく登録を受けている者
ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しないものにあってはこの限りではない。
- ②指名願を提出する日の3か月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項の該当しない者又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者
- ④建設業者にあっては、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値の請求をしている者とします

3. 提出書類

- ①インターネットにより申請を行う場合は、別途必要書類を別途指定する方法により、土木部監理課建設業係まで提出ください。
なお、書面による申請を行う場合には、別途必要書類を郵送又は持参により、土木部監理課建設業係まで提出ください。
- ②申請書が受理されたことの確認はホームページ上で確認することとなるため、副本の提出は不要となります。従って提出書類は各1部提出下さい。

2 平成19・20年度県内建設工事の競争入札参加資格審査申請(指名願い) の対応について(電子申請の場合)

1. 申請書類について

平成19・20年度県内建設工事の指名願いから、次のとおりとしたい。

17・18年度（前回）	19・20年度（今回）
①競争入札参加資格審査申請書 <u>（代表者印要）</u>	①書面による申請書を廃止し、電子 で申請書を受付（代表者印廃止）
②県税・消費税の納税証明書 土木…原本 農林…原本	②県税・消費税の納税証明書 土木…原本 農林…廃止
③使用印鑑届	③使用印鑑届の廃止
④経審結果通知書の写し	④、⑤同左
⑤技術職員名簿（総括表）	

※申請書類の提出方法については、原則郵送とする。

2. 申請受付窓口のウェブ上で一本化及びID・パスワードの一元化

平成19・20年度県内建設工事の指名願いから、建設工事、委託、造林工事の申請受付窓口をウェブ上で一本化する。また、ID・パスワードも一元化する。

3. 指名願いの申請受付期間

建設工事：平成19年1月22日（月）～2月28日（水）

委 託：平成19年3月1日（木）～3月23日（金）

※提出書類は、データ送信後申請受付終了日迄に提出

4. その他

書面による指名願いの場合は、以下の書類の提出をもとめることとしたい。

- ・競争入札参加資格審査申請書（代表者印要）
- ・県税、消費税の納税証明書（原本）
- ・経審結果通知書の写し
- ・技術職員名簿（総括表）

主観的事項審査資料の提出について

平成18年度以降、入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）

- (1) 工事成績（前年の農林水産部、土木部発注工事で500万円以上を対象）
 - ・評定点の平均が75点の場合は、主観点数を25点加点
 - ・75点を超える場合は、1点増すごとに主観点数を、さらに5点ずつ加点
 - ・評定点が65未満の場合は一律25点を減点
- (2) 有料工事表彰（前年度）
 - ・知事表彰20点・農林水産部長、土木部長表彰10点
- (3) 契約後VE提案採用（前年度） 15点
- (4) 災害時等における応急対策工事の協力者（前年度）
 - ・広域災害協力者10点・各地域の災害協力者5点
- (5) ISO 9001認証取得 15点
- (6) ISO 14001認証取得 15点
- (7) エコアクション21認証取得 5点

- (8) 次世代育成雇用環境の整備（前年度）10点
 (9) 障害者の雇用（前年度）10点
 (10) 不正行為等による指名停止（前年度） 期間に応じ、-10点～-50点
 (11) 建設業法違反による営業停止（前年度） 期間に応じ、-10点～-50点
- 下記事項に該当される方は審査資料の提出が必要です。

1 主観的事項の審査対象及び評点

区分	審査対象	評価
①	毎年度の前年度において、ISO9001について、財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。	15点
②	毎年度の前年度において、ISO14001について、財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。	15点
③	毎年度の前年度において、エコアクション21について、財団法人地球環境戦略研究機関に認証・登録されている者に加点する。 ※ISO14001の認証を受けた者は加点しない。	5点
④	毎年度の前年度において、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者に加点する。 (1) 常時雇用する労働者が301人以上の者で、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者 (2) 常時雇用する労働者が300人以下の者で、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者	10点
⑤	毎年度の前年度において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用（週30時間以上）している者に加点する。 (1) 常時雇用する労働者が56人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき、障害者を雇用している。 (2) 常時雇用する労働者が55人以下の者で、障害者を1人以上雇用している者	10点

2 審査資料の提出

- (1) 提出時期 平成19年4月2日(月)～4月16日(月)まで
 (2) 提出先 土木部監理課建設業係
 (3) 提出書類 別添様式による調査資料3部
 (4) 添付書類 確認書類として、以下の書類を添付
 (5) 提出方法 持参または郵送による。封筒には朱書きにて「主観的事項審査資料在中」と記載

①ISOの認証取得	登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し（日本語で記載されていない場合は、日本語訳と添付）
②エコアクション21への認証・登録	認証・登録証の写し
③次世代育成雇用環境の整備	「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した書類で、受付印が押してあるものの写
④障害者の雇用	(1) 常時雇用する労働者が56人以上の者で「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく、障害者を雇用している者は、所管するハローワークに提出している雇用に関する状況表の写 (2) 常時雇用する労働者が55人以下の者で障害者を1人以上雇用している者は、 (ア) 障害者であることを証明するものの写 (障害者手帳、療育手帳、障害者年金等) (イ) 常時雇用していることを確認できるもの (賃金台帳等) の写

※申請書様式

年　月　日	
石川県知事　　様	
所 在 地 〒	
商号又は名称	
代 表 者	印
TEL	
する	
貴府に提出 [] 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書について	
済みの	
下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて提出します。	
なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。	
記	
国土交通大臣	般
許可番号	認可 () 第 号
石川県知事	特
申請内容	
(1) ISOの認定取得	
(2) エコアクション21への認証・登録	
(3) 次世代育成雇用環境の整備	
(4) 障害者の雇用	
確認書類 別添のとおり	

北陸3県 市町村合併に伴う住所表示の変更

石川県	
新	旧
白山市	松任市
	美川町
	鶴来町
	河内村
	吉野谷村
	鳥越村
	尾口村
	白峰村
	能美市
	根上町
能美市	辰口町
	寺井町
	かほく市
かほく市	宇ノ気町
	七塚町
	高松町
(羽咋郡)	宝達志水町
	押水町
七尾市	志雄町
	旧七尾市
	田鶴浜町
	能登島町
	中島町
(鹿島郡)	中能登町
	鹿島町
	鹿西町
(鳳珠郡)	鳥屋町
	能登町
	内浦町
(鳳珠郡)	柳田村
	能都町
	穴水町
(鳳珠郡)	(鳳至郡)
	志賀町
(羽咋郡)	旧志賀町
	富来町
加賀市	旧加賀市
	山中町
輪島市	旧輪島市
	門前町

富山県	
新	旧
黒部市	旧黒部市
	宇奈月町
	南砺市
	井波町
	上平村
	平村
	福野町
	井口村
	城端町
	利賀村
射水市	福光町
	大島町
	下村
	大門町
	小杉町
富山市	新湊市
	大沢野町
	婦中町
	八尾町
	大山村
	細入村
	山田村
	旧高岡市
	福岡町
	砺波市
高岡市	旧砺波市
	庄川町

福井県	
新	旧
福井市	旧福井市
	越廻村
	美山町
	清水町
	大野市
	旧大野市
	和泉村
	あわら市
	芦原町
	金津町
越前市	今立町
	武生市
坂井市	坂井町
	春江町
	丸岡町
	三国町
永平寺町	上志比村
	松岡町
南越前町	今庄町
	南条町
	河野村
	越前町
朝日町	朝日町
	宮崎村
	織田村
おおい町 (大飯郡)	大飯町
	名田庄村
若狭町 (三方上中郡)	上中町
	三方町

※合併後の具体的住所表示については、各市町村へご確認下さい

日行連 全国総務部長会議報告

総務部長 的場晴次

平成18年9月28日（木）日行連地下講堂において初めての全国総務部長会議が開催されました。会議内容は以下の通りです。

1 開会の言葉 日行連総務部長栗蔵富雄（兵庫会）

2 会長挨拶 連合会会长宮内一三（東京会）

3 役員自己紹介 日行連総務部関係役員紹介

4 報告 栗蔵総務部長

① 綱紀事案の対応について

- ・行政書士の綱紀事案に関する手続き基準
- ・行政書士に対する処分規定
- ・事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則
- ・処分に関する事例
- ・廃業届に関する注意事項と措置
- ・資料

② 行政書士倫理

- ・一般的規律
- ・依頼者との関係における規律
- ・行政書士及び行政書士会との関係における規律
- ・業務に関する規律

③ 行政書士派遣制度

- ・行政書士法施行規則の一部改正に係わる経緯
- ・改正内容
- ・施行日等

5 情報交換（フリートーク）

- 4つの小グループに分かれて具体的な意見交換が行われた。具体的な事例としてホームページに会社設立を25万円で引き受けると広告し、その行政書士に仕事を依頼したが、お金だけを先取りして仕事をしてくれないとの苦情が行政書士会にあり、会が別の行政書士を紹介して解決した（東京会）
- ホームページで仕事をPRし、着手金52,500円を受け取り仕事をしてくれないとの苦情が会に持ち込まれ、会が仕事を受けた会員を指導して解決した（埼玉会）
- 会費を長期滞納した会員に対して綱紀委員会を開催して退会勧告をしたが退会しない。会では退会勧告をして6ヶ月を経過したら、みなし退会とする会則改正を検討している（富山会）
- 会費長期滞納会員3名に対して裁判を起こして会費を徴収したが1名のみ完済で2名は未納のままの状態（三重会）
- 会費長期滞在会員に対して簡裁に支払い命令を申し立て強制執行を行った。その会員は退会した（石川会）

6まとめ（総括）

今回の会議を受けて各単位会は会員の綱紀肃正に努めてもらいたいとの総括がなされた。

業務研修会報告

業務指導部長 丁子 泰征

第3回理事・支部長会議（平成18年12月1日）でご審議いただきました、業務指導部の研修会実施状況及び今後の研修会計画についてご報告いたします。

1 業務指導部の研修会実施状況

① 金沢大学とのADR人材育成研修

第1回研修は平成18年6月3日に法学部の福本知行助教授のADRについて「導入－研修の目的と実施計画」からスタートし、次にADR概論へと進み、7月22日実施の第3回からは大学院権見由美子教授の相続法総論、相続法各論へと平成18年は第7回まで続きました。平成19年に入って1月は福本知行助教授による民事訴訟法、最終3月は米田雅宏助教授の行政手続法で修了予定です。1月には課題レポートの提出も予定されています。

② 成年後見研修

平成18年7月21日実施

- ・成年後見制度の概要 金沢家庭裁判所 相原 慎徳主席書記官
- ・任意後見契約書作成の実務 金沢合同公証人役場 鎌木 重明公証人
- ・任意後見制度化における行政書士の役割
神奈川成年後見サポートセンター 真達 格理事長

③ 「建設業法」関係の研修会

平成18年10月17日（火）実施

- ・「経営事項審査の改正等」について 石川県土木部監理課建設業係 建設業専門員 念介 重俊氏
- ・「次世代育成支援対策推進法」について 石川労働局雇用均等室 栗栖 崇氏
- ・新財務諸表について（会社法改正に伴い変更された「建設業用財務諸表」）
ワイス公共データーシステム（株） 専務取締役 松村 清氏

2 今後の研修会計画

① 「県内建設工事の競争入札参加資格審査申請（指名願い）の対応について」

平成19年1月12日（金）

石川県土木部監理課建設業係 主任主事 早谷 和男氏

② 「ADR手続実施者養成のための研修」

平成19年1月20日（土）

ADRの概要と行政書士による取り組み、及び日行連の「ADR手続実施者養成のための研修」の受講者 北岸正彦、近藤守、茅野智勇各会員による、調停技法を学ぶ研修。

③ 「著作権研修」

平成19年2月開催予定

講師 西山 忠会員

その他のテーマについても研修会を企画しています。

以上

金沢ナンバー導入への取り組み

金沢ナンバープロジェクトチーム 上岡 壮一

自動車関連の業務を行う行政書士にとって平成18年は、あわただしくも忘れがたい年となりました。国土交通省が全国の18の地域で、新しい地域表示名ナンバー（ご当地ナンバー）を導入することを決定し、石川県では「金沢ナンバー」が北陸唯一のご当地ナンバーとしてスタートすることとなったからです。

「金沢ナンバーが導入されるのは、平成18年10月10日から」という発表が出されたのは3月初めでした。その頃から金沢支部内では「金沢ナンバー普及のために、行政書士は何を行なえるか」という意見交換が始まりました。そして、手続き方法についての具体的な情報が出始めた7月に、金沢ナンバーに関する情報のまとめ役として、私が研修企画を任せられました。

研究企画を任されてまず手がけたのは、この金沢ナンバーに関連した業務に関心を持つ行政書士を集めることです。さっそく研修案内をしたところ、40名近い会員からの申し込みがあり、支部規模としては異例の数の参加者に驚かされました。

研修の内容は、ご当地ナンバーをめぐる最新のニュースを提供することから始まり、ナンバー変更手続きの実践的な方法も扱いました。車のナンバーを変更するときには工具を用いて、自分の手でナンバープレートを脱着する作業が必要となります。そこで、恐らく行政書士史上初となった屋外実技研修を行い（8月の炎天下でした）、ナンバープレートの封印を破る方法や、車種ごとに異なる車台番号打刻位置の探し方を、本物の自動車を使って経験してもらいました。

また、行政書士だけが提供できるサービスである「出張封印」という制度（石川県では18年4月に導入されたばかり）を生かした、利便性をアピールする取組みも行ないました。通常、普通車の後部ナンバーには金属製の封印を施封する必要があるため、ナンバー変更手続きをするには、車両を運輸支局などへ持ち込む必要があります。しかし、出張封印という行政書士固有のサービスを活用することにより、「車を移動させずにナンバー変更ができる」とい

うことが可能になったのです。

「より多くの人に、行政書士の利便性を知ってもらいたい」。金沢ナンバー普及に意気込む会員たちの思いは様々な手法を生み出しました。行政書士会としては、毎年恒例のラジオ番組出演や新聞広告の際に金沢ナンバー手続きのアピールを行いましたが、個々の会員からは、足で稼ぐ営業回り、自作のチラシ、町会の回覧板、共同の新聞広告、ラジオ番組への投稿まで使った広報作戦が展開されたのです。

「金沢ナンバー手続きは、行政書士に頼むと便利だ」、そう思ってくれた方も多かったのでしょう、「行政書士に電話するのも初めてだ」という方からの問い合わせの割合も多く、私の事務所で手続きをした車両のうち、6割以上は新規顧客からの依頼でした。特に平日の日中に仕事をしている方にとっては、出張封印の制度が好評だったと思います。

あわただしく過ぎた平成18年でしたが、金沢ナンバーを通じて行政書士制度のアピールにも励んだ結果、会員同士のつながりが強化された年にもなったと思います。私自身も今回の一連の活動を通じて親しくなり、一緒に業務を行ったり、頻繁に行き来するようになった仲間が何人も出来ました。

平成19年も社会の制度に様々な変化があるかもしれません、個人としても会員全体としても時代に対応し、市民の利便性に資する行政書士を目指していきたいと思います。

「日行連と中地協各単位会との連絡会」報告

副会長 浅井 廣史

平成18年11月17日、三重県鳥羽市において日行連と中地協各単位会との連絡会が開催されました。石川会からは茅野会長、宮川副会長、的場総務部長、八木監察部長、それに私が参加して日行連の宮内会長に直接質問しました。その趣旨は次のとおりです。

問

平成19年4月にいわゆるADR法が施行されます。行政書士がその一翼を担うためには行政書士会がADR機関として認証を受けなければなりませんが、そのためには弁護士会との協力関係が確立されていなければなりません。日行連はADRの機関認証についてどのように考えているのか、どの方向に指導しようとしているのか。認証機関については日行連が認証を受けて各単位会に支部を設ける方法もあるかどうか。弁護士の関与についても日弁連と折衝する主体は日行連と思うがそれはどの程度なされているのか。以上質問します。

答

認証機関は各単位会が受けること。その内容は各単位会が責任を持つこと。また、弁護士会との話し合いは行われているがまだ結論に至っていない。行政書士のADR参加の形態に関しては弁護士の関与を限定的に考える自主交渉援助型にこだわりたい。以上が答弁の趣旨です。

中地協各単位会「広報・総務担当者」「建設業務担当者」会議

広報部長 河越 俊雄

平成18年12月2日（土）午後1時より、愛知県行政書士会において、中地協各単位会「広報担当者」「建設業務担当者」「総務担当者」会議が開催された。愛知、岐阜、三重、富山、福井、石川の中部6県より37名が出席した。当会より茅野会長、倉本副会長、河越広報部長、上戸総務副部長が出席した。

まず広報担当会議では、先の行政書士強調月間で実施した広報活動や今後の広報活動について、意見交換をした。愛知会では、手のひらサイズのパンフレットの配布についての報告があり参考となった。

次に総務担当会議では、総務部の抱える諸問題について意見交換した。会員の倫理保持のための活動、行政書士新規登録及び補助者の受付体制など各単位会の現状について話し合った。

最後に建設業担当者会議では①許可申請・経営規模等評価申請における代理申請について、②電子申請の現状について、③各単位会における建設業関係審査業務の官公署よりの受託状況について意見交換した。特に③については東海3県では受託しているのに対し、北陸3県では受託しておらず、今後北陸3県で受託に向けて協力して活動していくこととした。

以上、午後1時から午後5時までの限られた時間の中、活発な意見交換が行われ、実りの多い会議となった。



人生いじめの陰と陽

金沢支部 藤井速生

かつてテレビで見た。「あざやけがは、いじめのSOS」に共感を覚えた。いじめが大きく社会化した報道を目にするたびに私は胸が痛み、黙っておれない気持ちである。

長き人生において、いじめ「陰」は、私の親類の息子の高校時代、下校時に上級生らが待ち伏せて何度も殴られ、校内暴力に及んだ。服のやぶれや顔のあざを不審に思った親が問いつめるとき息子は悪ふざけだと言っていたが校内暴力事件が表面化した。学校側の対応のまずさで本人は登校拒否になってしまう。もう一つ「陽」の場合はいじめの側の本人が野外活動に参加して気づいた本人の告白である。

講師は老魚師で、参加した少年少女達が魚取りなどすばらしい特技を持っていることを知り、自分のやってきたいじめの行為が恥ずかしくなり、幼稚で小さな世界で、いい気になっていた格好の悪さであったと言う。

人口減少と企業

金沢支部 藤井速生

テレビで土曜フォーラム「人口減少と企業」を見た。我が国の人口1億人は数十年後、約八千万人になるとのこと。それは少子高齢化が最大原因である。

さてその具体策として企業は定年制度を六十五歳に引き上げる。世論調査でも大多数が希望している。そのことについて映像で某市の企業内人事で三日働いて（疲れるので）後の三日は新人が働くことで企業内利益もでてくる。

又高齢者雇用助成金（本人支給、職場変更も可）は六十歳から六十五歳まで支給される。（所定条件有）

一方外国人採用（法務省入国管理局）もある。「人口減少と企業」私なりの具体策を述べました。

“短歌”

輪島支部 大森千歌子

峰の雪朝日に映える立山に

この年の無事願いて拝す

朝焼けの海おだやかな新春を

祝う漁船の懃たなびく

鯵大漁荷揚げの漁夫等ときぱきと

弾む掛け声響き渡れり



新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



油野 正文

◇金沢支部 ◇平成18年9月1日東京会より入会
◇事務所所在地
金沢市瓢箪町13番8号
☎ 076-218-4533

9月に東京会から石川会に入会しました油野です。
どうぞ宜しくお願ひ致します。

東口 久司

◇金沢支部 ◇平成18年10月2日入会
◇事務所所在地
白山市千代野西1丁目3番地1
☎ 076-275-6461

37年間勤務した情報処理会社を退職し、第二の人生を少しでも社会のお役に立てればと、登録・入会させていただきました。

全く新しい世界に飛び込み不安もあり、また業務の範囲の広さに驚いていますが、皆様のお仲間として恥ずかしくないよう慌てず焦らずでいきたいと思っています。何卒よろしくお願ひ致します。



田村 芳晴

◇金沢支部 ◇平成18年10月2日入会
◇事務所所在地
白山市寄新保町48番地
☎ 076-275-4044

10月より入会させていただきました田村芳晴と申します。平凡なサラリーマンからの転職であり、まだ専門的な分野は持ち合わせていません。これから、日々努力を重ね、知識・経験を身に付けていこうと考えていますので、皆様方のご指導・ご鞭撻を宜しくお願ひします。



井駒 博

◇金沢支部 ◇平成18年11月1日入会
◇事務所所在地
金沢市新神田4丁目8番16号
☎ 076-291-6755

はじめまして。今度入会させて頂きました井駒でございます。今後は自動車登録業務を中心取り扱って参りたいと思っています。今後とも何卒よろしくお願ひ致します。



高田 和代

◇金沢支部 ◇平成19年1月1日入会
◇事務所所在地
金沢市松島3丁目133番地堀内事務所
☎ 076-240-1771

新しい年を迎え、この度行政書士会に登録することとしました。「行政書士」が何をしているのかさえよく知らずに就職したのが平成7年。資格取得までの苦しみよりもむしろ、その後の法律を生業とする責任の重さに気付いたのは恥ずかしながらつい最近のことです。「土業」に携わる一人としてこれからはさらに自覚を強く持ち、法律をよく理解し、業務に精通すべく自己研鑽をしていかねばと感じています。今後ともご指導の程宜しくお願ひいたします。



前川 仁恵

◇金沢支部 ◇平成18年10月15日入会
◇事務所所在地
白山市明光1丁目35番地
☎ 0761-92-7000

10月に入会しました前川です。登録した今、改めて責任ある仕事に就いたという事を実感しております。私は会長を始め諸先輩方との出会いを通じて今日があることに感謝の日々を過しております。これからは日々精進を重ね皆様に一歩でも早く近づける様、又頼れる行政書士になる様努力してまいります。何卒宜しくお願ひ致します。



藤田 幸代

◇金沢支部 ◇平成19年1月1日入会
◇事務所所在地
金沢市松島3丁目133番地堀内事務所
☎ 076-240-1771

経審の書類がまだ、厚紙だった頃より、堀内昭夫先生、堀内政徳先生の指導のもと、行政書士業務に携わって参りました。この間、書式や内容も複雑になり、日頃の勉強不足を痛感していました。今回の行政書士会入会にあたり、多くの研修に参加し、行政書士の名に恥じることのないよう、知識を深め、研鑽していきたいと思っています。

どうぞ、よろしくお願ひ致します。

会務日誌

事務局からのお知らせ

8月	3日	金沢ナンバーについての協議と金沢市長推薦の件	6名
	5日	中地協理事会 14:30～（於：三国観光ホテル）会長出席	
	7日	業務指導部会 13:30～（本会会議室）	12名
	8日	経理審査 13:30～（本会会議室）	3名
	〃	第3回広報部会 13:30～（本会会議室）	7名
	〃	金沢ナンバー協議について金沢市企画課訪問	4名
	17日	出張封印関係説明会	7名
	〃	業務指導部会：金沢ナンバー取り扱いに関する件	8名
	19日	行政書士試験委員会 13:30～（本会会議室）	8名
	23日	職務上請求書確認作業 13:30～（本会会議室）	1名
	25日	日行連総務部会 10:00～宮川副会長出席	
	26日	第4回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」 OSS研修会 13:30～（於：新潟会）	19名 1名
	31日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室） 金沢ナンバー対応対策会議 13:30～（本会会議室）	9名
9月	1日	第4回広報部会 13:30～（本会会議室）	6名
	4日	県行政経営課福井様来局	3名
	6日	第2回経理部会 13:30～	8名
	13日	県土木部監理課へ指名願いの件で協議	4名
	15日	日行連ADRフォローアップ研修会 10:00～ 報道機関関係訪問	3名 4名
	16日	第5回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	17名
	20日	職務上請求書確認作業 13:30～（本会会議室）	1名
	21日	正副会長会 13:30～（織維会館2階会議室）	5名
	22日	行政書士試験対策委員会 13:30～ 県議会へ打ち合わせ 10:30～（議会庁舎3階）	8名 8名
	〃	★山田県議県議会副議長就任祝賀表敬訪問 午後	4名
	25日	規制改革に対する意見具申について打ち合せ（本会会議室）	3名
	28日	日行連総務部会 9:30～ 宮川副会長出席 日行連監察部会 13:30～ 会長出席	
	〃	全国総務部長会議 13:30～ 的場総務部長出席	
10月	1日	面談による無料相談会 金沢支部2ヶ所・七尾・輪島各支部	
	2日	電話による無料相談会 10:00～16:00（本会会議室）	9名
	〃	面談による無料相談会 小松支部	
	3日	電話による無料相談会 10:00～16:00（本会会議室） 北陸税理士会50周年記念式典 15:30～（於：ホテル日航金沢）会長出席	8名 8名
	4日	電話による無料相談会 10:00～16:00（本会会議室）	8名
	5日	経理部審査会 13:30～	4名
	6日	ADR認証制度説明会（於：名古屋） 規制改革民間開放会議金沢説明会（於：社会福祉会館）	2名 5名
	11日	第2回総務部会 13:30～（本会会議室） 新規入会者（2名）登録証伝達式（本会会議室）	5名 2名
	12日	県士業団体協議会「行列のできる無料相談会」（於：大和8F）	8名
	17日	建設業法関係研修会 13:30～（於：新館第10研修室） 電子政府電子自治体推進フォーラム 12:30～（於：東京）	65名 1名
	18日	白山市一日無料相談会 10:00～（於：クレイン） 職務上請求書確認作業（本会会議室）	1名 1名
	20日	日行連司法研修会 10:00～（於：地下講堂）	1名
	21日	第6回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」 ★やまで保後援会事務所開き 10:00～（於：後援会事務所）	21名
	26日	名古屋入管実務者懇話会 13:30～（於：名古屋入管）	1名
	27日	出張封印取付代行実務者会議 13:30～（2F会議室）	2名
	28日	ADR委員会・業務指導部会合同会 13:30～（於：第7会議室）	17名
	30日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
11月	1・2日	日行連監察部会 会長出席	
	2日	行政書士試験監督員等説明会 13:30～（於：第1会議室）	35名
11月	4日	試験対策特別委員会（本会会議室）	8名

5日	★山田県議副議長就任祝賀会 17:30～（於：金沢国際ホテル）	1名
7・8日	平成18年度著作権実務研修会 13:30～（於：日行連）	1名
8日	中地協第1回ADR実施者養成講座（於：愛知会）	2名
12日	平成18年度行政書士試験日 13:00～（於：石川医療技術専門学校）	
14日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
16日	第1回法規・企画部会 14:00～（本会会議室）	7名
17・18日	日行連と中地協各単位会との連絡会 13:30～（於：鳥羽市）	5名
18日	第7回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	15名
22日	日行連理事会 9:30～ 会長 職務上請求書確認作業 午前 第5回IT特別委員会 13:30～	1名 7名
23日	長野会松本支部との建設業許可申請等に関する意見交換会	4名
25日	第4会部長会 13:30～（於：2会会議室）	13名
27日	日行連総務部会 10:00～ 宮川副会長 「県土木部監理課へ指名願い協議訪問」	5名
28日	★安達市議20年市議活動パーティ 19:00～（国際ホテル）	3名
29・30日	平成18年度ADR手続実施者養成研修会（セカンド・ステップ）	3名
12月 1日	第3回理事会 於：地場産センター本館1F 第1会議室	24名
2・3日	中地協理事会「広報・建設業務・総務担当者」会議（於：愛知会）	4名
5日	第4回経理部審査 13:30～（本会会議室）	3名
8日	第5回広報部会 13:30～（本会会議室）	7名
13～15日	日行連ADR手続実施者養成研修会（セカンド・ステップ）於：航空会館	3名
15日	日本司法支援センター主催 第1回地方協議会（於：生涯学習センター）会長	
16日	第8回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	17名
19・20日	日行連伝達研修会（於：地下講堂） 職務上請求書確認作業（本会会議室）	2名 1名
25日	第6回広報部会 13:30～（本会会議室）	9名
1月 2日	県知事との新年互礼会 10:30～（於：金沢グランドホテル）	7名
5日	第3回総務部会 14:30～（本会会議室）	6名
10日	第7回広報部会 13:30～（本会会議室）	9名
12日	新規入会者（2名）登録証伝達式（本会会議室） 業務研修会 13:30～（於：第12研修室）	2名 52名
13日	第9回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	17名
16日	愛知会賀詞交歓会 17:00～（於：名古屋） 会長出席	
17日	第8回広報部会 14:00～（本会会議室）	9名
18日	日行連理事会 会長出席・総務部会 宮川副会長出席 ★日政連支部長会・幹事会 会長・宮川幹事長出席	
19日	日行連新年賀詞交歓会 12:00～（於：東京全日空ホテル）	5名
20日	★馳浩衆議院議員新年国政報告会（於：金沢全日空ホテル）	3名

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成18年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願ひ申し上げます。

記

1. 平成18年度会費 金72,000円
納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
お 振 返 先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟
平成18年度会費 金5,400円
納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
お 振 返 先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部



会員移動

新規登録個人会員（7名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所所在地	電話番号
平成18.8.15	金沢	新道 慶治	(事)金沢市窪2丁目155番地	(076) 287-0850
平成18.10.2	金沢	東口 久司	(事)白山市千代野西1丁目3番地1	(076) 275-6461
平成18.10.2	金沢	田村 芳晴	(事)白山市寄新保町48番地	(076) 275-4044
平成18.10.15	金沢	前川 仁恵	(事)白山市明光1丁目35番地	(0761) 92-7000
平成18.11.1	金沢	井駒 博	(事)金沢市新神田4丁目8番16号	(076) 291-6755
平成19.1.1	金沢	藤田 幸代	(事)金沢市松島3丁目133番地	(076) 240-1771
平成19.1.1	金沢	高田 和代	(事)金沢市松島3丁目133番地	(076) 240-1771

変更登録事項（6名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事務所所在地	電話番号
平成18.9.1(東京会より)	金沢	油野 正文	(事)金沢市瓢箪町13番8号	(076) 218-4533
平成18.9.15	金沢	森 欣史	(事)金沢市小金町8番16号	(076) 251-5982
平成18.9.15	金沢	市川 隆俊	(事)金沢市中村町31の32	(076) 222-3765
平成18.10.31	金沢	勝尾 太一	(事)金沢市鞍月2丁目2番地	(076) 268-0559
平成18.12.15	金沢	新谷 博範	(事)金沢市田井町1番1号	(076) 232-1144
平成18.12.28	金沢	新道 慶治	(事)金沢市額谷3丁目49番地	変更なし

退会者（2名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成18. 6. 25	塩田 義一	逝去	平成18. 11. 9	阪部 辰郎	廃業

※塩田 義一様(七尾)のご冥福をお祈り致します。



編集後記

会報「いしかわ」の編集作業に従事するのも4回目になりました。いつものことながら、原稿の精査、ページの振り分け、写真等の配置、新企画の検討など、悩みが多いのも事実であります。

今回から、新しい試みとして、石川県行政書士会の発展のため献身的に活動している各部の具体的な取組み状況について、会員の皆様方に理解を深めていただくことを念頭に、先ずは、総務部と業務指導部に登場いただき紹介していただくこととしました。

皆様方のご協力により、編集作業を終え、ここに第41号をお届けすることができました。誠にありがとうございました。

出来栄えについては、多々ご批判もあろうかと思われます。ご叱責を賜れば幸いです。

(竹森)

会報いしかわ 第41号

発行日 平成19年1月25日
発行人 会長 茅野勇平
広報部長 河越俊雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県織維会館3階
TEL (076)268-9555 FAX(076)268-9556
E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: http://www.ishikawagyousei.org/

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可